

令和2年度に関する指定管理者評価シート

■指定管理者

施設名	波多江1放課後児童クラブほか全15施設(支援の単位) (条例上:波多江、東風、東風2、雷山、怡土、可也第1、可也第2、桜野、引津第1、引津第2)
設置目的	児童福祉法第21条の9に規定する放課後児童健全育成事業を行う放課後児童クラブの運営
指定管理者名	特定非営利活動法人いとしま児童クラブ
指定期間	平成29年4月1日から令和4年3月31日まで
評価者名 (施設所管課長)	子ども課長 成吉伸一

■評価

【評価区分:◎優れている(5点)、○適正である(3点)、△改善が必要である(1点)、×抜本的な見直しが必要である(0点)】

項目	評価視点	評価区分	得点	理由(△、×の場合は具体的な改善すべき事項も記載)
業務の履行に関する事 こと	協定等に基づき、指定事業が適切に実施されているか	△	1	施設の維持管理については、適切であるとは言い切れない。
	職員の人員配置は適正であるか	△	1	職員配置が困難なことによって新たな児童クラブの創設が難しい状況が見受けられる。
	職員の労働条件は適正に保たれているか(賃金、労働時間等)	○	3	
	職員に対して必要な研修等を実施し、資質向上に努めているか	△	1	認定資格研修を受講している支援員が他の指定管理者と比べて少ない。
	法令が遵守されているか(法定点検や検査等を含む)	◎	5	
	開館日、開館時間は守られているか	◎	5	
	施設、設備、備品の管理及び保守は適切に行われているか	△	1	児童クラブ周辺の清掃、施設の軽微な不具合の修繕など、十分に対応できていない部分がある。
	利用の許可・制限が適正に実施されているか	○	3	
	利用者からの苦情に対し、適切に対応しているか	○	3	
	帳簿等は適切に整備・保存されているか	○	3	
	個人情報適切に取り扱われているか	○	3	
	適正な会計・経理事務が実施されているか(利用料の適正徴収を含む)	○	3	
	経費節減の取組がみられるか	○	3	
	市への報告及び必要書類の提出は、遅延なく適宜行われているか	○	3	
得点小計			38	

項目	評価視点	評価区分	得点	理由(△、×の場合は具体的な改善すべき事項も記載)
サービスの質に関する事	利用者に対するサービス向上の取組がみられるか	△	1	保護者との連絡方法など、サービス向上の余地がある。
	利用者増加の取組がみられるか	△	1	支援員確保に努力はしているものの、支援員の確保が十分できず、新たなクラブの創設が困難で、入所不承諾が発生している。
	職員の接客態度(マナー、言葉づかい、服装等)は適切か	○	3	
	自主事業の実施により、施設の魅力向上を図っているか	△	1	自主事業が十分に行われているとは言えない。
	利用者の声を反映させるため、利用者アンケート等を実施しているか	△	1	保護者の意見を拾う手段の確保及び反映させる取り組みが不十分である。
	得点小計			7
その他	新型コロナウイルスの感染予防対策など、衛生管理等の徹底に努めているか	○	3	
	防災・防犯対策は適切か	○	3	
	施設の周辺の草刈りなど環境美化にも取り組んでいるか	△	1	一部、不十分な箇所がある。
	得点小計			7
合 計 点			52	
得点率 (合計点/(5点×評価項目数))			0.47	

総合評価	理 由
△	資格を有した支援員の配置、夏季などの利用希望者増への対応、施設の適正管理、緊急連絡手段など、十分でない点が見受けられるため。

【総合評価判定の目安】

◎ 優 良 …… 0.75～1 ○ 適 正 …… 0.50～0.74
△ 改善必要 …… 0.25～0.49 × 抜本的見直し必要 …… 0～0.24

■指導及び助言

○児童の安全や快適環境の創出などの観点から、現場の声を適宜集めて、施設の修繕や清掃をしっかりと行うこと。
○緊急時の個別連絡手段が電話しかなく、不十分なため、メール配信システム等による連絡手段を構築すること。
○支援員の資格取得を進め、支援員の確保に努めることで、入所希望が増えたときにも空き施設を活用したクラブの増設等に対応できるようにすること。

■R1年度評価の「指導及び助言」内容に関する対応状況(市による改善の指摘があった場合のみ)

改善済 改善未済